公表事項(6月16日、陸自駐屯地開設に関する九州防衛局と佐賀市の会議)

本日は、3点について話があった。

まず、合意事項第6項の検討状況について

本年2月の合意事項第6項(佐賀市の要望を踏まえ、他の防衛施設における取り扱い を踏まえつつ、同駐屯地を特定防衛施設として指定することを含め、どのような対応が 可能か検討することを含む)の検討を行っていることについて、防衛省より説明。

次に、本年2月の合意事項及び会議の今後の進め方について

- 九州防衛局と佐賀市は、本年2月に交わした合意事項について、今後、双方の調整が 必要な事項を確認し、順次取り組んでいくことを確認。
- 今後も、九州防衛局と佐賀市の間で、駐屯地の開設に関し、佐賀市副市長と九州防衛 局次長の間に加え、様々なレベルで意見交換を行い、対応していくことを確認。

最後に、工事に関する対応の報告について

・ 防衛省より、工事の作業に際しては周辺の生活環境への影響が可能な限り小さくなるよう努め、佐賀市の意見を参考に、別紙のとおり、市民の良好な生活環境の維持や安心・安全な生活の確保に係る対応を行うことを説明。かかる観点から、今後、工事については、防衛省が主体となり、佐賀空港建設時の事例を参考に、佐賀県、佐賀市、佐賀県警本部等の関係機関の間で連絡体制を整備し、駐屯地の工事に係る交通安全対策や運搬経路等について意見交換を行いながら進めることを確認した。

工事に際しての市民の良好な生活環境の維持に係る対応の具体的な内容

これまで防衛省より説明している取り組みと合わせ、周辺の生活環境への影響が可能な限り小さくなるよう、次の対応を行う。

- 1. 子どもの安全の確保や通勤への影響を最小限とするため、通勤通学の時間帯を踏まえ、午前7時から午前8時30分までの運搬は行わない。
- 2. 騒音、振動等のモニタリング調査について、駐屯地予定地の近隣のみでなく、工事車両が集中する道路等についても実施するため、当初計画より増設して実施する(3か所→15か所)。
- 3. 作業車両の通行による運搬経路への影響を把握するため、土砂運搬経路 のすべての路面の性状調査を実施する。
- 4. 土砂の運搬については、開始以降当面の間は、1つの土取り場からの出発頻度を30分に1台以下、使用台数は約20台に制限をして行い、ダンプトラックの運行状況やモニタリング調査等の結果を踏まえながら、段階的に実施する。
- 5. 夜間工事・運搬については、6月中は実施せず、作業開始以降の状況を 踏まえながら開始時期を決定する。
- 6. 土砂・資材の運搬経路については、佐賀市からの意見も参考に、市民の 生活環境及び事業活動に影響が可能な限り小さくなる経路とする。
- 7. 佐賀空港建設時の事例を参考に、佐賀県、佐賀市、佐賀県警本部等の関係機関の間で連絡体制を整備し、駐屯地の工事に係る交通安全対策や運搬経路等について意見交換を行いながら進める。